恵庭市議会ハラスメント根絶条例

行動指針（議長提出）

１　恵庭市議会ハラスメント根絶条例は、令和４年１０月１７日より施行している。

２　本条例第４条第２項では、議長の責務として「議長は、ハラスメントの抑止及び根絶に関する行動指針を定め、周知徹底を図る」と規定していることから行動指針を次のように定める。

第４条２項に係わる行動指針

１　ハラスメントへの議会としての理解と意識啓発 ①　議員へのハラスメントの理解を促進するため、ハラスメント根絶のための研修会を年２回（原則）に実施します。 ②　議員と職員に対するハラスメントに関するアンケートは、ハラスメント根絶特別委員会が行政側と協議の上、会派交渉会に諮り定期的に実施します。 ③　ハラスメント行為者と認定された議員に対しては、議会として厳正に対処します。
２　相談に応じ、適切に対応するための体制整備 ①　相談にあたっては、相談者や行為（疑い）者のプライバシーの保護に十分配慮し、相談したことによって不利益な取り扱いを受けないよう対応します。 ②　相談窓口は、議会事務局長とします。相談者からの状況等を聞き取ったうえで、内容の軽重にかかわらず議長に報告します。 ③　相談内容により、議長は専門的な知見を有する弁護士等から対応について助言を受けます。
３　議員と職員間におけるコミュニケーションの確保 ①　議員と職員の立場には違いがあることを常に意識し、議員間及び議員と職員間のコミュニケーションの確保に努めます。 ②　様々な課題に対応する場合、議員が行うべき業務と職員が行うべき業務を明確に峻別して、役割分担を明確にしたうえで、議員と職員がコミュニケーションを取ることが重要です。 　そのため、定期的に協議を設けることについて、行政側と協議の上検討します。
４　ハラスメント問題が発生した場合の措置の確保 （１）議長（副議長）等の対応について ①　ハラスメントに対する相談があった場合、または、議員からハラスメントに関する報告があった場合、議長はその対応について各派交渉会で協議します。 ②　本会議において、ハラスメントに該当する事案が見受けられた場合は、その議員に対し議長（副議長）が注意する。また、出席議員、出席職員（特別職、理事者等）から指摘があった場合は、議長（副議長）はその事案に対し適切に対応します。 ③　本会議終了後に申し出があった場合は、議長（副議長）は関係者から聞き取りを行う等、その事案に適切に対応します。 ④　委員会については、上記文言の本会議を委員会に、議長（副議長）を委員長（副委員長）に、出席議員を出席委員にそれぞれ読み替える。 （２）議員の対応について 　本会議、委員会以外で、ハラスメントの行動を目撃した場合は、目撃した議員がその場においてその行為を指摘し、議長（副議長）に報告する。

参　考　資　料

恵庭市議会議員による市職員へのハラスメント問題に関する第三者委員会からの「恵庭市ハラスメント事案に関する意見書」において、「原因と再発防止のための措置に関する提言」としての記述がなされている。

尚、詳細については「第三者委員会報告書」を参照

＜過去におけるハラスメント発生の原因＞（第三者委員会の提言より）

①　ハラスメント問題に対する議員の関心の薄さ

令和５年１月２０日～１月３１日に実施した議員へのアンケート結果において回答件数は２０名中９名であり、回答率は４５％と半数に満たないこと自体、ハラスメント問題に対する議員の関心の薄さを示すようにも捉えられる。

②　議員と職員の関係性に対する認識の誤り

議員は議会を構成し、市職員は市長の下、地方自治行政を担当する独立した機関に所属し、相互に協力して様々な課題に対応していくことが求められるが、市職員が議員から直接指導監督を受けるような関係性にはない。

しかしながら、第三者委員会が実施した職員や議員に対するヒアリングやアンケートからは、議員が職員を自身の部下のように取り扱っていることを指摘するものや、市民に選ばれた議員の指示に職員が従うのが当然であるかのような対応をされたとの指摘があった。

③　議員と職員との間における事業進行とその役割分担の不明確さ

行政が行う事業には様々なものがあり、中には議員発案によるものも存在するだろうが、事業を進行させるには議員側と行政側が十分な協議を行いながら、その必要性や内容等を検討しながら進めていくべきところであるが、今回のハラスメント行為が発生した事業は、議員側と職員側の協議が十分行われることなく進行した様子が見受けられ、本来行政側が行うべき役割を議員が行っているという面も認められる。

● 恵庭市議会特別委員会の設置

・ 恵庭市議会ハラスメント根絶特別委員会(令和５年９月 14 日設置)

委員数６名　オブザーバー1 名

・ 調査項目

恵庭市議会ハラスメント根絶に関する事項